

議案第15号

損害賠償請求に係る反訴の提起について

次のとおり損害賠償請求に係る反訴を提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年9月14日

鳥取県知事 平井伸治

1 相手方

米子市個人

2 反訴の趣旨

相手方は、虚偽の事実であることを認識しながら、あたかも真実であるかのように主張し、平成21年2月17日に県に対して虚偽の事実に基づく不当な損害賠償請求訴訟を提起した。これにより、県は応訴を余儀なくされたため、相手方に対し、損害賠償金525,000円（弁護士費用）及びこれに対する反訴状送達の日の翌日から完済まで年5分の割合による金員の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて損害賠償金及び年5分の割合による金員の支払について、仮執行の宣言を求める。

3 反訴の方針

第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。